

平成30年度 社会福祉法人ささの会事業計画

社会福祉法人 ささの会

平成 30 年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

(ホ) 移動支援事業

公益事業

(イ) 日中一時支援事業

(ロ) さいたま市生活サポート事業

(ハ) さいたま市福祉有償運送

平成 29 年度、ささの会は、定款や諸規定の変更等を行うとともに、役員等の刷新、運営協議会設立の準備、公益的な取組の開始など、改正社会福祉法にもとづく法人改革を進めた。特に新たな委員が多数加わった評議員会では、法人運営について活発に議論が行われ、法人の法令遵守およびガバナンスの機能を向上させ、経営の透明性を高めた。

また、利用者部会、家族部会及び法人部会からなる運営協議会準備委員会を設置した。利用者・家族の意見を法人運営に反映させる仕組みとして、運営協議会は平成 30 年度より正式に発足する予定である。

地域における公益的な取組として、生活困窮のある障害者へ必要に応じて物的支援を行う取り組みのほか、居宅介護事業「まるみっと」では、制度で対応できない付き添いや見守りの支援を無償または安価な金額で提供する取り組みを始めた。

平成 29 年度は福祉有償運送や生活サポート事業の開始を目指し、これらのサービスを組み合わせることで、個別的なニーズに柔軟に対応し、支援の谷間のないサービス体制づくりを進めたい。

また同時に、ささの会だけでは対応できない多様で複雑なニーズを想定し、他法人等との連携・協働のもと、「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」の取り組みを中心に、地域のネットワークづくりを進めた。この活動は、岩槻区での取り組みをモデルとして、現在さいたま市の 4 区で実施されるようになった。ネットワーク構築などの地域の環境整備も「公益的な取組」として位置付けられた（H30.1.23 付厚労省通知）こともあり、平成 30 年度は「地域共生社会の実現」を視野に、社会福祉法人の責務として、地域支援体制の整備をさらに進めていく。

平成 30 年 4 月からスタートする障害福祉サービス等の報酬改訂を受け、地域生活支援拠点を想定した法人の事業整備を行う。新設するグループホームでは重度高齢化に対応した取り組みや障害の重い方の地域移行などを進めるとともに、自立生活援助などの新サービスや居宅介護サービスを組み合わせた事業を検討し、地域ニーズに応えていきたい。

これらを踏まえて、平成 29 年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとした。

【本部重点事項】

- I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
- II 社会福祉法の理念に基づく健全な法人運営とそのための法人機能の強化
- III 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備
- IV 岩槻区における分野・領域を超える機関ネットワークの推進

【本部事業計画】

I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

1. 権利擁護の徹底

- (1) 利用者を中心とする虐待防止体制及び苦情解決体制の推進
- (2) 職員の意識向上を目的とした虐待防止研修及び意思決定支援学習会の実施
- (3) 事業所の自治会活動、苦情解決の仕組み、運営協議会への利用者自治会代表者の参加等による、利用者本人の発言の場づくりと受け止める土壌づくり
- (4) 他法人との合同研修、職員交流研修の継続と事業所の風通しづくりと職員個々の意識向上
- (5) 環境整備、コミュニケーション支援、情報提供の工夫等、合理的配慮の推進
- (6) さいたま市との協定に基づく積極的な虐待被害者の保護・受け入れ

2. 意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

- (1) 本人の意思を尊重する意識の醸成と支援の実践
- (2) 各事業所と相談支援事業所の連携を強化し、サービス等利用計画と連動した個別支援の強化・推進
- (3) 本人の意思形成を支援するための体験等のシステム構築と具体的取り組みの推進

II 社会福祉法の理念に基づく健全な法人運営とそのための法人機能の強化

1. 評議員会の開催

- (1) 年3回（6月、1月、3月）の評議員会の開催
- (2) 運営協議会等の活用による利用者、地域の声を法人運営に反映させるしくみの確立

2. 理事会の開催と健全な運営

- (1) 理事会の開催（年6回以上）
- (2) 利用者・家族・地域の代表者による運営協議会の開催
- (3) 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
- (4) ホームページ等を活用した積極的な情報公開による経営の透明化
- (5) 適正な制度運用と諸規程・マニュアル等に基づくコンプライアンス強化
- (6) 地域ニーズにもとづく地域における公益的な取組の継続

3. ささの会運営協議会の設置運営

- (1) 利用者部会を設置し、各施設利用者の代表が集まり、日ごろのサービスにつ

いて、改善してほしい点、創ってほしいサービスなどの意見を聴く。利用者間の交流の機会ともする。

- (2) 家族部会を設置し、各施設の家族の代表が集まり、日ごろのサービスについての要望等を聴く。また、家族間の交流の機会ともする。
- (3) 法人部会を設置し、事業運営上の課題、方針、対応などを迅速かつタイムリーに協議し、法人のガバナンス向上に努める。

4. 人材の育成・確保と定着サポートの強化

- (1) 平成30年度人材確保計画の策定および多角的、効率的な求人活動
- (2) 新任研修、エルダー制度の強化など新採用職員の育成・定着の取り組み
- (3) 法人キャリアパス制度の推進と職員人事の実施
- (4) キャリアパスに基づく研修計画（強度行動障害研修、喀痰研修等）の実施と各種資格取得の支援
- (5) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成（6月）
- (6) 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施
- (7) 産業医の指導に基づく職員の健康維持・増進

5. 事務機能の強化

- (1) 経理の迅速化と適切な予算執行
- (2) 業務効率化の一環として、書庫等を整備し、事務局職員の業務場所の配置を変え、事務書類の整理、構造化を図る。
- (3) 事務分掌を見直し、事務局職員がそれぞれの役割や業務内容を理解し、コミュニケーションを密にし、カバーしあうことができるようにする。
- (4) 業務について、担当した職員しか把握していない実情がある。内部研修や外部研修を強化して、幅広く事務業務を担うことができるよう、育成を進める。

6. 各事業所における家族との連携

- (1) 利用者・家族・地域の代表者による運営協議会の開催
- (2) 情報提供と意見聴取を目的とした利用者・家族への事業報告会の実施

III 地域ニーズに基づいた事業所運営と支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

1. 地域ニーズに基づいた公益的な取り組みの実施

- (1) 生活困窮のある障害者へ必要に応じて物的支援を行う。
- (2) 居宅介護事業で対応できない付き添いや見守りの支援を居宅介護事業「まるみっと」において無償または安価な金額で提供する。
- (3) 福祉有償運送と生活サポート事業を組み合わせ、日中活動の後や放課後などに個別的なニーズに柔軟に対応する。
- (4) その他、必要となったサービスは法人の費用持ち出しで実施を検討する。

2. 暮らしの場と働く場の新たな創出

- (1) 重度高齢化に対応した新規事業「かぼちゃホーム」の設置運営
- (2) 地域移行を進めるとともに、利用者のニーズに合わせて、単身型もしくはサテライト型などの多様な形態のグループホーム増設を随時検討する。
- (3) ぽとふ館のお弁当販売に向けた取り組みを進め、将来的に従たる事業所の設置をめざす。

2. 地域移行の推進
 - (1) どうかんの入所機能、短期入所事業による有期限の入所施設利用を軸とした自立訓練の実施と、地域移行の推進
 - (2) ほがらかホームでの短期入所事業を活用した体験利用の推進と自立訓練プログラムの作成
 - (3) ほがらかホームからの単身型やサテライト型のホーム、一人暮らしへの移行の推進。単身生活の支援として、自立生活援助事業の実施も検討する。
3. 緊急時の受け入れ態勢の整備
 - (1) 「どうかん」における緊急時の受け入れ態勢を強化
 - (2) さいたま市岩槻区障害者生活支援センターささぼしの総合相談機能を核として、地域の事業所との連携のもと、地域におけるセーフティネットの体制づくりを進める。
4. 強度行動障害、医療ケアなど、地域において対応が難しいケースへの支援の推進
 - (1) 強度行動障害に対する専門性の高い人材育成を進め、県強度行動障害研修の受講を進める。
 - (2) 医療ケアに対する専門性の高い人材の育成に努め、喀痰研修や医療ケア等に関する研修の受講を進める。また、各事業所の看護師、作業療法士などの専門職を対象とした研修会を実施する。
 - (3) まるみつとにおける行動援護等を活用した在宅支援の推進。居宅介護を通じた構造化を図り、暮らしやすさを支援する取り組みの推進。
5. 地域に根差した事業所運営
 - (1) 自治会活動、施設行事、地域行事、防災訓練等を通じた地元住民との交流
 - (2) 周辺学校との交流事業の継続
 - (3) 岩槻区ゴルフ連盟との交流事業の継続
 - (4) さいたま市市民会議、岩槻区民会議、地区社協などの市民活動への参加
6. 安心・安全な事業所運営
 - (1) 法人総合防災計画の策定と防災計画に基づく避難訓練の定期実施
 - (2) 大規模災害があった場合の市内の障害児者受け入れ(さいたま市災害時協定)に備えた実施計画の作成、さいたま市との合同訓練の実施
 - (3) さいたま市の補助事業による防犯設備の導入

IV 岩槻区における分野・領域を超える機関ネットワークの推進による、岩槻区

における包括的・総合的な支援システムの構築

- (1) 地域生活支援拠点を視野に置いた事業所間の連携を進める。(相談支援連絡会等における部会の取り組み等)
- (2) さいたま市岩槻区顔の見えるネットワーク会議における、分野や領域を超えたネットワークづくりの推進